

## インターネットと人権

問 本庁舎人権推進課 (43 番窓口) ☎ 0857-30-8071 ☎ 0857-20-3945

インターネット社会に求められる人権意識  
インターネットと人権を考える

インターネットは私たちの生活に身近な存在です。SNSや口コミサイトなどで誰もが気軽に意見を発信できる一方で、インターネットの匿名性を悪用した誹謗中傷や差別的な書き込み、いじめなどが社会問題となっています。

### 瞬時に広がる被害と、人権への重大な侵害

一度投稿された情報は瞬時に拡散され、誰でも閲覧できることから、強い影響力をもちます。

実際に、インターネット上の人権侵犯事件は高い水準で推移しています。法務省が発表した「令和6年における人権侵犯事件の状況」によると、処理したインターネット上の人権侵犯情報に関する人権侵害事件の数は1910件となり、前年より増加しています。また、人権擁護機関が救済措

置を講じた事例には、インターネット上の名誉毀損、名誉感情侵害、プライバシー侵害のほか、同和地区を示すことなども含まれています。

### 被害を防ぐために

インターネット上の差別行為などにより人権が侵害され、最悪の場合、命が失われるような深刻な事態が生じている昨今の状況に対し、国は令和7年4月に「情報流通プラットフォーム法」を施行し、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化と運用状況の透明化を義務付けました。

鳥取県は、令和7年12月に法を補完し対応の実行性を高める「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の改正を行いました。また、本市ではネットモニタリングを実施し、人権侵害の抑止に努めています。

### 私たち一人ひとりにできること

条例やネットモニタリングなどだけで、すべての問題が解決するわけではありません。インターネットを利用する私たち一人ひとりが、「この言葉は誰かを傷つけないか」「事実に基づいた内容か」を考え、責任ある投稿や書き込みを行うことが必要です。

また、「情報は偏りがあるかもしれない」「すべてが真実ではない」という意識を持ち、流れてくる情報を真に受けることなく、見極めることを心がけましょう。

人権侵害と思われる書き込みを見かけた場合には、相談窓口にご相談することも重要です。インターネットを正しく使い、誰もが安心して利用できる環境を守りましょう。

### 鳥取県人権尊重の社会づくり条例が改正され、ネット中傷への対策が強化されました (1月25日施行)

#### 【改正の概要】

- ・ 県民からの申し出に基づき、インターネット上の侵害情報の発信者に対して人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴取した後、削除を要請
  - ・ 発信者が削除要請に応じないときは、協議会の意見を聴取した後、削除を命令
  - ・ 命令に従わない場合は、氏名や呼称を公表し、5万円以下の過料を科す
  - ・ 削除要請などの手続きは、表現の自由に配慮
  - ・ 発信者が未成年の場合は、青少年健全育成の観点から、学校などと連携して対応
- ※詳しくは、鳥取県公式ウェブサイトをご覧ください。



#### 相談窓口

鳥取県総務部人権局人権・同和対策課 ☎ 0857-26-7677  
鳥取市中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241  
鳥取市人権情報センター ☎ 0857-24-3125  
鳥取市人権推進課 ☎ 0857-30-8071